

第100回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年9月14日（水）午前9時40分～午後0時10分
- 2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室
- 3 出席者
 - (1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員
曾我部会長、島村委員、岡田委員、中井（伊）委員、中井（洋）委員
 - (2) 関係人
継続案件（1件）に係る申出人及び同人の補佐人
継続案件（上記と別の1件）に係る申出人及び同人の補佐人
 - (3) 大阪市職員
西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長
- 4 議 題
 - (1) 継続案件の調査審議
 - (2) 口頭意見聴取の実施
- 5 議 事
非公開で行った。

議題（1）継続案件の調査審議

- 継続案件のうち2件について、調査審議を行った。
- 2件のうち1件については、次回以降引き続き審議することとした。
- 案件番号「平28-15」に係る各表現活動について、次のとおり、いずれも条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
 - ・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。
 - ・本件各表現活動は、いずれも条例第2条第1項各号に規定する表現活動には該当しない。
 - ・よって、その余について判断するまでもなく、本件各表現活動は、いずれもヘイトスピーチには該当しない。

議題（2）口頭意見聴取の実施

- 継続案件（1件）について、申出人からの口頭意見聴取を行った。
- 継続案件（上記と別の1件）について、申出人からの口頭意見聴取を行った。

以上